

訴 状

2009 年 3 月 27 日

大津地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 原 稔
同 向 川 さゆり

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求命令請求事件

請 求 の 趣 旨

- 1、被告は、伊藤定勉及び株式会社一粒社ヴォーリズ建築事務所に対し、金 3034 万 5000 円を請求せよ。
 - 2、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

1. 原告は、豊郷町の住民である。
2. 伊藤定勉は豊郷町長である。

3. 株式会社一粒社ヴォーリス建築事務所(以下、「ヴォーリス建築事務所」という)は建築士法に基づく建築設計事務所である。
4. 豊郷町は、平成 20 年 10 月 9 日、訴外蒲生郡日野町所在の(株)奥田工務店との間で、豊郷小学校校舎群(旧本校舎、講堂、図書館)について、耐震補強改修工事、大規模改修工事、電気設備工事、機械設備工事契約をした。

工事代金は 5 億 3865 万円であり、平成 20 年 10 月 16 日に着工し、平成 21 年 3 月 27 日に完了した。

5.

- (1) ヴォーリス建築事務所は、豊郷町より旧本校舎、図書館、講堂の耐震診断、耐震補強計画策定業務を平成 19 年 10 月 4 日に請け負った。耐震診断業務委託料は計 2100 万円であった。
- (2) 同社は、上記耐震診断の結果を町に報告するとともに、耐震補強工事の設計監理業務を平成 20 年 6 月 20 日頃に請け負い、耐震補修工事の設計、監理業務をした。

上記実施設計監理業務料は 934 万 5000 円であり、これを平成 20 年 10 月 10 日頃に町より受領した。

- (3) ヴォーリス建築事務所が町から受領したのは、合計 3034 万 5000 円である。

6.

- (1) 上記一連の工事のうち、耐震診断業務及び耐震補強工事は、本来耐震診断をする必要がなく、したがって耐震補強工事もする必要がないのに、一連の工事の工事金額を高額にして、耐震補強のためにこれだけ大規模な工事をするのだという大義名分を強調するため、工事代金を膨らませて実施したものである。また、ヴォーリス建築事務所の行った耐震診断の方法及び結果は誤りであった。

- (2) 耐震補強工事は、本校舎 1 階の教室、教員室等と廊下の間にある壁（木製枠のガラス窓のある腰壁）を取り壊し、窓やドアの東側に全面壁となるコンクリート壁を作り、それを中央部では 2 階、3 階にまで貫いた構造としたものである。これは不必要であるだけでなく、ヴォーリズ建築として、将来的には重要文化財の資格のある本校舎の文化財的価値を著しく棄損するものである。このような耐震診断と耐震補強工事は、無価値であり、かつ、文化財保存に逆行するものであり、有害である。

7.

- (1) 伊藤定勉町長の前任の大野和三郎町長時代に、豊郷小学校の保存問題で長期かつ熱心な運動が闘われた。

町出身の丸紅の創始者の古川鉄治郎専務が寄付し、ウィリアム・メルル・ヴォーリズが設計した「白亜の殿堂」と言われた校舎は、裁判でも、講堂、本校舎の解体禁止仮処分決定、新校舎建設工事代金支出差止本訴、大野町長の校舎解体工事による損害賠償請求等の訴訟が提起され、すべて住民側勝訴で確定し、平成 19 年 2 月 27 日に成立した和解による終結をした。

その和解において、

「利害関係人豊郷町は、豊郷小学校旧校舎を教育関連施設、福祉関連施設として引き続き利用、活用し、保存に取り組む。

豊郷小学校旧校舎の保存活用の具体的方法については、町民の多様な意見を反映させた協議会を設置し、同協議会をもって検討、協議していく。」

と定められた。

- (2) その争いの争点は、森野設計事務所が誤った耐震診断を行って、「改修しても永くはもたない」と強調して、耐震補強工事より解体して、

新校舎を造った方が安くつくとして、文化財破壊に手を貸したことが発端であった。

ところが、本校舎の保存が確定し、その保存方法を検討する中で、ヴォーリズ建築を継承したと称するヴォーリズ建築事務所が、本来必要のない耐震補強工事が必要であるとして、木製窓を撤去してコンクリート壁を新設することにより、この建物の W.M.ヴォーリズ建築の真骨頂である廊下と教室との間の間仕切り壁（木製のガラス窓のある）を撤去して、一面にコンクリート壁を作って木製の窓を張りぼてにして窓をなくしてしまった。本校舎の W.M.ヴォーリズ建築としての目玉をなくしてしまって、コンクリート製の光も風も通らない壁にした。その内部の一番肝心な部分について、耐震補強壁の名でコンクリートの壁を職員室の出入口の周りに作った。このような壁を1階については10か所、2階は2か所作り、W.M.ヴォーリズ建築と似ても似つかぬ殺風景なものにした。

- (3) そもそも、文化財の保存は、そのオリジナリティをできるだけ尊重し、保存して、後世に残すことが最重要課題であり、本件のように、重要文化財指定に値する場合はなおさらである。

最近、文化財保存の手法として、建物の外形の皮一枚を残し、内部は完全に作り替える、いわゆる「腰巻保存」の手法が一般的である（東京中央郵便局、大阪中央郵便局、神戸地方裁判所、京都三井銀行はその例）。本件は、外形だけを保存し、内部を作り替えてオリジナリティを破壊するものであって、「腰巻保存」の一典型といえよう。

また、最近、東京中央郵便局の保存問題で、オリジナルな部分を破壊して外側だけを残すということを「トキを焼き鳥にして食べるもの」、「せめて剥製にして残してほしい」と鳩山総務大臣が言ったが、この

表現を借りると、「剥製保存」でもある。

本件の町長や設計士の姿勢は、文化財保護法3条の「周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努め」るものとはほど遠く、「名ばかり保存」、「逆姉歯保存」(必要な耐震構造をしなかったのが、姉歯問題であるが、不必要な耐震構造をとったことで、逆姉歯保存である)というべきものである。

8.

- (1) 耐震診断の必要性については、本校舎は、当時京都大学の西澤講師により、「本校舎は頑丈すぎるほど頑丈であり、耐震補強は必要でない」との結論が出された。
- (2) 前訴の原告住民と寄付者である古川鉄治郎の孫である古川博康らが、自ら費用負担で依頼したイオリ建設設計事務所が行った耐震診断報告書によると、

「■耐震補強工事費は500万円、工期は2～3週間

W.M.ヴォーリズの本構造設計図に基づき、イオリ事務所は、最新の耐震診断プログラム(Super Build RC 診断 2001)を用い、構造データを全数入力して解析を行った。その結果、現状(補強前)は、1, 2階は全く補強が要らないが、3階は軽微な補強が必要であることが判った。そこで、3階の一部に軽微な補強(鉄骨筋交いの組み込み)を行った場合についてさらに解析した。その結果を表1に示すが、耐震判定指標 I_s 値は0.7以上となり、必要とされる耐震性能を満足した。コンクリート強度は 180kgf/cm^2 、鉄筋強度は 2400kgf/cm^2 とした。」

表1 耐震判定指標 I_s 値(耐震補強後)

	X(長手)方向	判定	Y(短手)方向	判定
1階	$0.73 > 0.7$	OK	$1.10 > 0.7$	OK

2 階	0.93 > 0.7	OK	0.8 > 0.7	OK
3 階	0.71 > 0.7	OK	1.60 > 0.71	OK

(3) イオリ建築設計事務所が行った耐震診断について、公的第三者評価機関である財団法人建築住宅協会の耐震診断性能評価委員会(委員長金多潔京大名誉教授)が評価したが、イオリ建築設計事務所の診断結果は妥当であるとして、以下の判定結果を出した。

「① 豊郷小学校本校舎は、1 階及び 2 階については X 方向と Y 方向のいずれに対しても、現在国が定めている学校建築として必要とされる耐震性能を満たしている。

② 3 階に突出した音楽室については、X 方向(長手方向)の耐震性能が国の定めた基準を若干下回っているので、耐震補強が必要である。

③ 上記②項の耐震補強の方法としては、3 階の部屋の中央の木造の間仕切り壁を 1 か所撤去したのち、ここに鉄骨の筋交いを組み込む方法が考えられる。

これは、現在学校建築の耐震補強によく用いられている実績ある工法である。その工事費は約 500 万円で、工期は数週間と考えられる。」と評価判定した。

また、耐震診断性能評価委員会は、判定書の総合所見において、次の結論を下している。

「① 今回提出された耐震診断報告書は、最新のソフトを用いてすべての構造データを全数入力して解析されたものであって、特に、森野設計事務所の診断報告書のような極脆性部材は存在しないとの結果が得られたことは特記される。

② この校舎は戦前に建設されたものであるが、耐震性能は国の

基準を満足しうる優れた耐震建築であり、森野設計事務所の診断報告書のように大規模で多額の工事費を要する耐震補強を行わなければ安全性を保証できない物では全くなく、軽微な補強で今後も永続的な使用に耐えうる。

〈注記〉森野設計事務所は、建物のすべての梁や柱などの全データを入力してコンピュータ計算せずに、理由は定かではないが、非対称形であるにもかかわらず、建物の半分のデータしか入力せずに診断を行っており、信頼性は低いとされた。」

9.

- (1) 特に、森野設計事務所の行った耐震診断の結果による耐震補強工事として、教室と廊下の間及び教室と教室の間にコンクリート壁を作ることが、文化財破壊であり、不同沈下をもたらす等して、当時大阪芸術大学の中東教授らからも反対意見が出された。それを十分承知のはずのヴォーリス建築事務所が、誤った耐震診断を行って、不要かつ有害な耐震補強工事を行ったのである。その最大の誤りは、「コンクリート強度については、15本の試験体を採取し、(財)日本建築総合試験所において、JIS A 1107 に準じてコンクリート強度試験を実施された結果において最小値は、 13.8N/mm^2 であったことから、推定強度の 13.5N/mm^2 の診断は正しいと思われる。」と監査結果では言っているが、ヴォーリス建築事務所が行った耐震診断報告の中に、「標準偏差を考慮した場合の圧縮強度は、1階については 19.0N/mm^2 、2階については 20.9N/mm^2 ある」としているのであるから、診断基準において、この数値を援用するのが妥当な評価と思われるのに、結論としては、推定設計強度 13.5N/mm^2 を採用した不合理性があり、かつ、誤りである。

- (2) 「耐震診断報告書」で、試料片の採取場所と採取施工状況写真がなく、各場所のコンクリートの強度、中性化、密度等の工学的判断ができないため、耐震診断報告書は適正ではない。
- (3) ヴォーリズ建築事務所は、設計者として発注者側機関であるプロジェクト委員会で、設計内容を素人に分かるように適切に説明していない。プロジェクト委員会出席者には、耐震補強及び大規模改修工事の設計図の平面図すら提示されず、図面による説明は一度もないことは建築士法第 18 条第 2 項に違反している。
- (4) 一般競争入札書類である「豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事特記事項」の中の付記事項⑩において、「工事中における建築確認申請を除き、諸官庁への申請、検査等すべて請負業者において行うこと。また工事期間中における中間検査、完了検査における申請経費も本工事に含むものとする。」とある。これは、工事着工前に建築確認を得るのではなく、「工事着工後に建築確認申請をする」ことを入札条件にしており、建築基準法第 6 条に違反する内容を入札条件にしている。
- (5) 「豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事設計図」に工事種別として大規模の修繕とあるのに、工事着工までに「大規模の修繕」の確認申請をしていない。

また、かような「大規模修繕(10㎡以上の増築を含む。本件では南側昇降口と渡り廊下中央部の出入り口 2 か所、合計 3 か所とポーチ(キャノピー)。ただし、現段階では未施行)もしくは大規模な模様替え及び工事を伴う用途変更は、建築基準法 6 条の建築確認を得て着手すべきところ、建築確認を得ないままで工事を遂行し、完了させた。これは建築基準法第 6 条違反であり、監督業務としては、この違反工事の進行を阻止する義務がある。

- (6) 「豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事設計図」の内容と建築確認申請書の内容が違ふ。これは確認申請書第1面の「建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。」と記載されていることと矛盾する。

10.

- (1) 大野前町長の対立候補であった現町長は、「校舎保存」を公約し当選した。原告らが構成する「豊郷小学校の歴史と未来を考える会」は2007年5月1日に当選した伊藤定勉町長に対して、以下の提案申し入れをした。

- 「1.豊郷小学校の講堂、本館、図書館と付随する前庭を含む全施設の有形登録文化財の国への早期申請。
- 2.前町長により破壊された校舎本館及び樹木等、景観の早急な補修。
- 3.前町長の諮問機関である「まちづくりプロジェクト委員会」で答申された「豊郷小学校旧校舎群の利・活用案」を全面的に見直し、白紙撤回すること。
- 4.豊郷小学校校舎群の活用方法については、公平、公正な「豊郷小活用委員会」を早急に設置すること。そのメンバーの選定には建築、教育、まちづくりの専門家や本会会員を含めた、町行政に一切の権利と無関係な人物を基本とすること。
- 5.前町政がスケジュール化していた、平成19年度における「豊郷小学校旧校舎群の耐震診断」を取り止め、本会が依頼し、調査された「同小学校耐震診断」を受け入れ、不要な公金の支出をしないこと(公的な第3者機関の認定がされているものですから耐震診断の信頼性は保証されています)。」

- (2) しかし、大野前町長時代の管理職がまちづくりプロジェクト委員会の事務局の職についているので、耐震壁をこのような方法で作ることを石田潤一郎委員長はじめ各委員には知らされていなかった。会議もわずか4回しか開かれておらず、期間としても平成20年1月21日から第4回目は5月16日と極端に短いものであった。第3回目の会議では、「今年(平成20年)度に工事を終わらなければ補助金が出ないから、早く答申を出すように。」と上田地域整備課長が催促し、「無茶だ」という意見が出たものの、第4回目の5月16日には「答申」を出す運びになったものである。
- (3) しかも、ヴォーリズ建築事務所は、工事方法についての具体的な説明はしていなかった。原告らが情報公開で実施設計図を入手するまで、「窓やドアの裏側にコンクリートの壁ができる」ということを知り得なかった。
- (4) 耐震診断に関して、原告らが平成19年10月に、ヴォーリズ建築事務所作成の「報告書」を情報公開で入手し分析したところ、「窓やドアの裏側に耐震壁を造る」という補強方法であることが判明した。そのほかにも、同社の耐震診断には数々の疑義が生じたので「質問状」をヴォーリズ建築事務所と豊郷町長宛に送った。それに対して、ヴォーリズ建築事務所は一切答えてこなかった。

2008年11月4日に豊郷小学校の歴史と未来を考える会(代表本田清春)は、町長に歴史的建造物改修保存・専門委員会設置に関する申し入れをし、「この建物の耐震補強および改修工事を実施するにあたっては、各種専門家により構成された委員会を設置し、公的第三者機関としての歴史的、文化的、学術的な各面から改修内容を評価判定(チェック)した上で、改修工事を実施するように申し入れます。このようなことは歴史的建造物を修理する場合、どこで

もやっていることでありますから、釈迦に説法かと思いますが、遺漏なきようにとの思いでの申し入れです。」としている。

- (5) 被告は、前町長及び前町長派の議員を与党にしようという政治的配慮から、大野前町長と手打ちをし、前町長と姻戚関係にある建築業者である(株)奥田工務店に当初 2 億 2000 万円と予想されていた工事費を 5 億 4000 万円まで高額なものにして、高額の工事を請け負わせるために、不必要な耐震補強工事を付け加えたのである。

11.

- (1) 被告は、「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効果的にこれを運用しなければならない」と規定する地方財政法 8 条に違反し、このような無価値かつ有害な工事を行ったものである。
- (2) このような耐震診断業務委託契約及び実施設計監理契約は、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。(文化財保護法第 3 条)」、「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。(同第 4 条 1 項)」、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。(同法第 4 条 2 項)」とする文化財保護法による文化財保護義務に違反したものである。
- (3) また、ヴォーリズ建築事務所は、「建築士は、常に品位を保持し、

業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。(建築士法第2条の2)」、「建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。(同法第18条1項)」、「建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。(同法第18条2項)」とする建築士法に違反している。

- (4) 建築確認を得ないで工事を完了したことは、建築基準法6条に違反している。
 - (5) 本件耐震診断及び設計監理業務は、地方自治法2条14項及び地方財政法4条に定める「最小の経費で最大の効果を生むべし」とする規定に違反する無駄な公共事業である。
 - (6) したがって、本件耐震診断業務委託契約と実施設計監理契約は、上記の各法条に違反し、ひいては民法90条の公序良俗に違反する無効な契約である。
 - (7) この無価値かつ有害な工事費用の支出によって、町は同額の損害をこうむった。そこで、町長伊藤定勉に対しては無効な契約によって公金を支出し、町に損害を与えたことについての損害賠償を、また、ヴォーリズ建築事務所は無効な契約によって利益を得たことによる不当利得を得たものであるので、不当利得返還を請求することを求める。
12. そこで、原告らは、監査委員に対し、工事中止、公金支出差し止め等を求める監査請求を1月5日付で請求したが、2月26日に棄却したので、本訴に及んだものである。

疎 明 方 法

1, 甲 1 号証 職員措置請求書に係る監査結果

添 付 書 類

1、甲号証(写し)	1 通
2、委任状	3 通

当 事 者 目 録

- 〒529-1172 犬上郡豊郷町安食南 130 番地
原 告 本 田 清 春
- 〒529-1175 犬上郡豊郷町沢 85 番地 6
原 告 竹 内 秀 典
- 〒529-1174 犬上郡豊郷町下枝 65 番地
原 告 高 橋 直 子
- 〒520-0056 大津市末広町 7 番 1 号 大津パークビル 6 階
吉 原 稔 法 律 事 務 所 (送 達 場 所)
電 話 077-510-5262 / FAX 077-510-5263
原 告 ら 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 原 稔
同 向 川 さ ゆ り
- 〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑 375 番地
被 告 豊 郷 町 長 伊 藤 定 勉